

神話が有する観光資源の魅力を伝える動画制作及び発信業務委託仕様書

(中海・宍道湖・大山圏域観光ブランディング事業)

1. 委託業務名

神話が有する観光資源の魅力を伝える動画制作および発信業務

2. 目的及びターゲット

(1) 目的

中海・宍道湖・大山圏域（以下「圏域」という。）には多くの神話が伝わっており、その神話により生まれ育まれた観光資源が存在する。

それらの観光資源について、高付加価値な旅を求める国内外のモダンラグジュアリー層を対象に、その概要や魅力を知るきっかけとなる動画を制作し、適した形で発信することで、認知度向上を図り、圏域への誘客促進につなげる。

(2) ターゲット

高付加価値な旅を求めるモダンラグジュアリー層（国内・インバウンド）

参考：JNTO（日本政府観光局）が定義する高付加価値旅行者

「単に一旅行あたりの消費額が大きいのみならず、一般的に知的好奇心や探求心が強く、旅行によるさまざまな体験を通じて地域の伝統・文化・自然に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向にある」

3. 委託期間

契約締結日～令和8年3月31日

4. 委託料上限

6, 0 0 0, 0 0 0 円（税込）

5. 委託業務の内容

(1) 動画制作業務

神話から生まれた高付加価値な観光資源の概要や魅力を知るきっかけとなる動画の制作を行う。なお、主な業務内容は以下のとおりとする。

① 企画・構成

「どのような動画を制作するのか」を、シナリオ・絵コンテ等で可視化し提案すること。

② 撮影

- ・決定した内容に基づいて撮影を行うこと。※2
- ・取材、撮影の許可や、紹介する内容及び動画、写真については、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取った上で作業を進めること。

※2 全て新規撮影にはこだわらない。

③ 編集

<1>撮影した動画の加工やテロップ等の挿入や音楽、音声などの編集を行うこと。

<2>使用する動画の素材の本業務においての新規撮影にはこだわらない。受託者が所有している素材、または、借用素材を使用することも可とする。なお、借用素材を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。

<3>音楽素材の使用については、原則、オリジナル又はフリー素材を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権上の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

(2) 情報発信業務

制作した動画について、どのように発信していくのかについての提案を求める。

1. 制作した動画をターゲットへ向けてどのようなプラットフォームを選定し発信をしていくのかについての提案を求める。
2. ハイブリッド型の提案を求める。

※汎用性の高い動画を制作し、何種類かの用途において、対応可能であることが望ましい。

6. 動画の概要

① 時間・仕様

制作する動画の尺、本数、また、それがどのようなものであるかも合わせて提案すること。※3

② 内容

豊かで美しい水をたたえる圏域で古来より育まれてきた神話が有する観光資源の概要と魅力を知るきっかけとなる内容とする。

※3 (例)・番組を制作し放送 ・YouTube で展開する○○本を制作
・イベントプロモーションに使用(尺○○分) など

③ 制作における留意点

1. 神話の説明(紹介)を求める動画ではないことを理解すること。
ターゲットの関心を惹くような構成・内容とすること。
2. 動画の使用期間について、最短でも令和10年3月31日までの使用を

可能とすること。

3. 撮影や編集に係る一切の費用（交通費、宿泊費、飲食費、撮影許可に要する費用等）については、全て委託料に含むものとする。
4. 本業務の遂行に伴い必要となる作業については中海・宍道湖・大山圏域観光局（以下「観光局」という。）と協議を行い適切に対応すること。
5. 業務の遂行や制作手法に独自の提案がある場合は積極的に提案すること。

7. 著作権等

（１）本業務における納品物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む。）は観光局に帰属するものとし、受託者は観光局に対し著作者人格権を行使しないものとする。

（２）納品物において、第三者が権利を有する著作物及びその他肖像権等の権利が含まれている場合は、受託者が必要な費用負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

8. その他

本仕様書に定めのないこと又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに双方協議し、観光局の承諾を得て決定することとする。